

# 植田児童クラブ（おおくら保育園チーム）運営規則

- 1 運営委託 いわき市 こどもみらい部 こども支援課
  - 2 運営受託 社会福祉法人 誠友会 植田児童クラブ
  - 3 定員 45名程度
  - 4 開設期間 令和5年4月1日から実施し、令和6年3月31日までの1年間として週6日間（月～土）開園する。但し祝祭日、年末年始はこの限りでない。
  - 5 開設時間 平日 10時00分～19時00分  
土曜日 7時00分～19時00分  
長期休暇（夏・冬・春休み等）7時00分～19時00分  
※各小学校の下校時間・振替休日・短縮授業等に対応する。
  - 6 入会 入会申込書並びに児童票等に必要事項を記載して提出する。  
なお、途中入会の場合は当月分会費（日割額）となる。
  - 7 退会 退会するときには、退会届に必要事項を記載し、記名押印する。  
なお、途中退会の場合は当月分会費を徴収する。
  - 8 保護者負担金
    - (1) 会費 植田児童クラブ会費として一人10,000円を毎月10日徴収する。  
（内訳 会費 9,040円 おやつ代 960円）  
但し、同一家庭の二人目からは一人9,000円とする。  
（内訳 会費 8,040円 おやつ代 960円）
    - (2) 特別会費 小学校の長期休暇〔春休み期間(1,000円)、夏休み期間(3,000円)、冬休み期間(1,000円)〕を会費に加え特別会費（年6,000円）として徴収する。
    - (3) バス経費 学区外児童クラブ所属の児童にお迎えバスを運行させる。  
お迎えバス経費を毎月割3,000円として（年36,000円）徴収する。  
（途中入会の場合は当月分3,000円バス経費を（日割額）とする。）
    - (4) 延長保育費 延長保育は別途料金とする。  
・7時10分からの特別早朝延長保育（1回ごとに100円）、7時30分からの早朝延長保育（1回ごとに100円）を徴収する。  
月ごとの徴収上限（月に13日以上の利用がある場合1,300円を上限とする）を設ける。  
・18時以降の延長保育(1回ごとに200円)には月ごとの徴収上限（月に13日以上の利用がある場合2,500円を上限とする）を設ける。  
※延長保育の利用がある場合は、各申請書が必要となります。
- |   |   |                      |  |
|---|---|----------------------|--|
| 特別早朝延長保育<br>7時00分～7時29分                 | 早朝延長保育<br>7時30分～7時59分                   | 基本保育<br>8時00分～17時59分 | 夕方延長保育<br>18時00分～19時00分                  |
| 1回ごとに100円<br>※月ごとの徴収金額は<br>1300円を上限とします | 1回ごとに100円<br>※月ごとの徴収金額は<br>1300円を上限とします | 基本保育時間               | 1回ごとに200円<br>※月ごとの徴収金額は<br>2500円を上限とします。 |
- 9 支援員 支援員 3～5名（入会児童数により変更する）
  - 10 保険の加入 入会者全員が傷害保険に加入する。
  - 11 放課後児童クラブの利用基準 いわき市放課後児童健全事業（放課後児童クラブ）の利用基準をもとに確認する。
  - 12 その他 年2回（4月、9月）保護者等（児童と同居する父母及び祖父母）の就労証明等の提出を受ける。